

安心して安全に継続して住める 住宅環境の整備こそ 「起こらない」「起こさせない」 犯罪のないまちづくりの 第一歩です。

求められるマンションでの防犯性能

今後マンションは、省エネやバリアフリーなど居住性にやさしい住環境の提供に加え、防犯の観点での安全性と安心感を高い水準で求められていくものと思われます。兵庫県防犯優良マンションは侵入窃盗のみならず、さまざまなマンションの犯罪発生リスクを低減させるため防犯環境設計の考え方を取り入れ「領域性の確保」「監視性の確保」「接近の制御」「対象物の強化」の観点からマンションの防犯性能を引き上げました。

●兵庫県防犯優良マンション認定制度とは

兵庫県地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例3号）に基づき、施工主等の申請により（公社）兵庫県防犯協会連合会・（財）兵庫県住宅建築総合センター・（特）兵庫県防犯設備協会の3団体が審査、「犯罪に遭いにくい構造・設備」の基準を充足していると認められるマンションだけを「防犯優良マンション」として認定・登録する制度です。

●制度の特長

4階以上の共同住宅で分譲、賃貸、既存物件、新築を問いません。マンションの設計段階からの審査が可能であり、設計（書類）審査に合格した物件には認定証を授与し、申請者が行う広告活動等への使用を許諾します。

マンションの竣工審査合格物件には兵庫県防犯協会連合会のHP掲載の他、認定プレートを授与します。



兵庫県防犯優良マンション 審査・認定申込要領

- 【認定対象】 兵庫県内のマンション（新築・既存を問わず）
 - 【審査基準】 兵庫県防犯優良マンション認定制度取扱規程第5条（認定基準）
 - 【認定期間】 5年間 希望により再認定可能
 - 【認定料金】 兵庫県防犯優良マンション認定制度取扱規程第7条（審査・認定・手数料）
 - 【認定申請】 兵庫県防犯優良マンション認定制度取扱規程第14条（認定の申請）
- 認定申請を希望される施工主等は、（公社）兵庫県防犯協会連合会にご連絡のうえ
- 認定審査申込書 ●認定審査書類3通（正1・副2）等
 - 金融機関が発行する「審査手数料の振込控」
- をご持参頂くこととなります。



制度実施団体

公益社団法人 兵庫県防犯協会連合会
財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
特定非営利活動法人 兵庫県防犯設備協会

制度運営事務局

公益社団法人 兵庫県防犯協会連合会
住所：神戸市中央区下山手5丁目4-1
（兵庫県警察本部内）
TEL 078-351-7877 FAX 078-351-7913
<http://hyogo-bouhan.com>